

インフルエンザ予防接種助成金の請求はお済みですか

平成 29 年度インフルエンザ予防接種助成金の請求について、平成 30 年 3 月 31 日以降に提出された場合、お支払することができません。

請求がお済みでない方は、お早めに「インフルエンザ予防接種助成金請求書」を各所属所の共済事務担当課に提出してください。

なお、提出の際には、請求書に記載されている注意事項をご覧ください、請求書及び添付書類に不備がないかを必ずご確認ください。

また、「インフルエンザ予防接種助成金請求書」については、共済組合ホームページから様式をダウンロードできます。